

# 日本養護教諭教育学会

## 2020 年度総会資料

○日 時：2020 年 10 月 11 日（日） 15：20～16：20

○場 所：オンライン総会（九州看護福祉大学）

### 目 次

	頁
2020 年度総会次第・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2020 年度総会議案	
1. 2019 年度事業報告・・・・・・・・・・・・・・・・	2
2. 2019 年度決算・監査報告・・・・・・・・	3
3. 2020 年度事業経過報告・・・・・・・・	4
4. 2020 年度補正予算・・・・・・・・	5
5. 2020 年度前半（法人化前）決算報告・・・・・・・・	6
6. 2020 年度後半（法人化後）予算・・・・・・・・	7
7. 法人化に伴う現役員（第Ⅷ期）の任期・・・・・・・・	8
8. 定款に基づく規程等の改正・・・・・・・・	8
9. 2021 年度研究助成金対象研究の選定・・・・・・・・	17
10. 第 30 回学術集会（2022 年）の開催地・・・・・・・・	17
11. その他	

## 2020 年度総会次第

I 開会

II 議長選出

III 議事

1. 2019 年度事業報告
2. 2019 年度決算・監査報告
3. 2020 年度事業経過報告
4. 2020 年度補正予算
5. 2020 年度前半（法人化前）決算報告
6. 2020 年度後半（法人化後）予算
7. 法人化に伴う現役員（第Ⅷ期）の任期
8. 定款に基づく規程等の改正
9. 2021 年度研究助成金対象研究の選定
10. 第 30 回学術集会（2022 年）の開催地
11. その他

IV 議長解任

V 次期学術集会（徳島県徳島市）学会長挨拶

VI 閉会

## 2020 年度総会議案

### 議案1 2019 年度事業報告

1. 第 27 回学術集会を 2019 年 10 月 12 日（土）は「はまぎんホールヴィアマーレ」、13 日（日）は「TKP ガーデンシティ PREMIUM 横浜ランドマークタワー」（いずれも横浜市）で予定していたが、台風のために両日ともに中止とし、一般演題については抄録集での誌上発表とした。なお、「学会長講演」「シンポジウム」「研究助成金研究発表」「学会事業報告：養護実践基準の検討について（中間報告・第 3 報）」は、同年 12 月 21 日（土）に「TKP ガーデンシティ PREMIUM 横浜ランドマークタワー」（横浜市）でミニ学術集会として開催した。なお、「2019 年度総会」は定足数に至らなかったため、臨時総会を予定していた 2020 年 2 月 24 日（月）に開催した。
2. 第 27 回学術集会のプレコングレス「養護実践基準について学びあう」は台風のために中止した。
3. 第 27 回学術集会において、学会誌への投稿を奨励する「投稿奨励研究」は一般演題を誌上発表としたため選定を行わなかった。
4. 研究助成金対象研究「特別支援学校における養護教諭の専門性に関する研究」（代表者：野田智子）の成果を 2019 年 12 月 21 日（土）に発表した。また、「くびき野式事例検討法の有用性と課題」（代表者：角田智恵美）に助成を行った。
5. 「養護教諭の倫理綱領」第 13 条の養護実践基準に関する検討の中間報告（第 3 報）を 2019 年 12 月 21 日（土）に行った。
6. 総会で年会費の値上げ、学会誌の査読料及び超過頁掲載料の変更、会計年度の変更、会計年度の変更に伴う総会開催時期の変更を提案し承認された。
7. 一般社団法人の申請にむけた準備を進め、臨時総会で定款を提案し承認された。
8. 2020 年度に行われる法人化後の代議員及び理事等の選挙にむけて選挙管理委員を選出した。
9. 日本養護教諭教育学会誌第 23 巻第 1 号、第 2 号を発刊した。
10. 機関紙「ハーモニー」第 79 号、第 80 号、第 81 号を発行した。
11. 理事会を計 5 回（4 月・7 月・2 月は名古屋、9 月・12 月は横浜）開催した。
12. 編集委員会を計 3 回（4 月・7 月・1 月で東京）開催し、編集小委員会を計 8 回（第 1 号作業は札幌、第 2 号作業は大阪）開催した。
13. 本学会の今後の活動の充実に向けて、全会員対象に「学会活動に関するアンケート」を実施した。
14. 日本養護教諭関係団体連絡会の取り組みを含め、養護教諭の資質能力や養成・採用・研修等にかかわる活動の情報収集や情報提供に努めた。

議案2 2019年度決算・監査報告

日本養護教諭教育学会 2019年度 会計決算報告書(案)

(2019年4月1日～2020年3月31日)

1 収 入

(円)

費 目	2019年度 補正予算額 (A)	決 算 額 (B)	差 引 額 (B)-(A)	備 考
前年度繰越金	1,627,101	1,627,101	0	
年 度 会 費	3,500,000	3,070,000	△ 430,000	1人 5,000円
賛 助 会 費	20,000	20,000	0	1口 10,000円
団 体 会 費	150,000	47,500	△ 102,500	1件 5,000円
学会誌関係費	300,000	164,748	△ 135,252	査読料、超過頁掲載料等
学会誌販売	60,000	81,584	21,584	学会誌、用語の解説集
雑 収 入	50,000	114,205	64,205	学術著作権協会、利子等
合 計	5,707,101	5,125,138	△ 581,963	

2 支 出

(円)

費 目	2019年度 補正予算額 (A)	決 算 額 (B)	差 引 額 (B)-(A)	備 考
研究助成金	100,000	100,000	0	1件 100,000円
学術集会補助費	300,000	300,000	0	第27回学術集会
会 議 費	1,950,000	1,734,845	△ 215,155	会場費、交通費等
理事会	750,000	782,627	32,627	年3回
編集委員会	600,000	397,392	△ 202,608	年3回、編集小委員会8回
委員会等	600,000	554,826	△ 45,174	実践基準WG、学会活動委員会、臨時總會
通 信 費	470,000	306,538	△ 163,462	郵送料、手数料等
ハーモニー発送費	200,000	179,324	△ 20,676	ハーモニー年3回
学会誌発送費	150,000	105,458	△ 44,542	学会誌年2回
その他	120,000	21,756	△ 98,244	会員への通信費
事 務 費	300,000	75,721	△ 224,279	消耗品、HPプロバイダー使用料等
人 件 費	200,000	44,600	△ 155,400	事務局補助、発送作業補助費等
印 刷 費	1,300,000	1,037,154	△ 262,846	学会誌、機関紙等の印刷
ハーモニー印刷費	250,000	221,680	△ 28,320	第79号～第81号
学会誌印刷費	1,000,000	815,474	△ 184,526	第23巻第1号、第2号
封筒等印刷費	50,000	0	△ 50,000	
渉 外 費	100,000	32,624	△ 67,376	関係機関との情報交換交通費
委員会活動費	200,000	83,034	△ 116,966	
編集委員会	100,000	70,764	△ 29,236	査読者・寄稿者謝礼、英文査読料、学会誌 査読の通信等
学術委員会	50,000	1,530	△ 48,470	コピー代
学会活動委員会	50,000	10,740	△ 39,260	郵送料、活動作業補助費
予 備 費	787,101	0	△ 787,101	
合 計	5,707,101	3,714,516	△ 1,992,585	

3 総 括

収入総額	5,125,138 円
支出総額	3,714,516 円
差し引き	1,410,622 円 (次年度繰越金とする)

会計監査報告書

日本養護教諭教育学会の2019年度収支決算について監査を行ったところ、適正に処理されていることを認めます。

2020年 9月 7日

日本養護教諭教育学会 監事 岩崎和子

2020年 9月 23日

日本養護教諭教育学会 監事 大野泰子

### 議案3 2020年度事業経過報告

1. 第28回学術集会を2020年10月10日(土)・11日(日)にオンライン(Zoom)で開催した(熊本県・玉名市、学会長:古賀由紀子)。
2. 第28回学術集会がオンライン開催になったため、プレコングレスは中止した。
3. 研究助成金対象研究の成果として、「くびき野式事例検討法の有用性と課題」(代表者:角田智恵美)を第28回学術集会にて発表した。また、「高等学校における複数配置の養護教諭間に生じる課題解決の工夫—情報の共有と判断の一致にむけて」(代表者:丸山範子会員)に助成を行っている。
4. 「養護教諭の倫理綱領」第13条の養護実践基準についての検討のため、6月末期限で会員からの意見募集を行い、第28回学術集会では中間報告(第4報)を行った。
5. 一般社団法人の申請の準備を行い、定款に沿った規程や内規等の整備を行って、法人化後の学会運営体制を整えている。
6. 法人化に伴う代議員及び理事等の選挙を実施する準備を進めている。
7. 養護教諭がつかさどる「養護」の学問構築にむけた検討WGの設置にむけた検討を進めている。
8. 日本養護教諭教育学会誌第24巻第1号を発刊するとともに、第24巻第2号の発刊に向けた作業を進めている。
9. 機関紙「ハーモニー」第82号、第83号を発行するとともに、第84号以降の発行に向けて準備を進めている。
10. 日本養護教諭関係団体連絡会の取り組みなど、養護教諭の資質能力や養成・採用・研修等にかかわる活動についての情報提供や広報等に努めている。

議案4 2020年度補正予算

日本養護教諭教育学会 2020年度 補正予算書(案)

(2020年4月1日～2021年9月30日)

1 収 入

(円)

費 目	2020年度 予算額(A)	2020年度 補正予算額(B)	差 引 額 (B)-(A)	備 考
前年度繰越金	787,101	1,410,622	623,521	
年度会費	4,900,000	4,900,000	0	1人 7,000円
賛助会費	20,000	20,000	0	1口 10,000円
団体会費	210,000	210,000	0	1件 7,000円
学会誌関係費	360,000	220,000	△ 140,000	査読料、超過頁掲載料等
学会誌販売	60,000	60,000	0	学会誌、用語の解説集
雑収入	50,000	50,000	0	学術著作権協会、利子等
合 計	6,387,101	6,870,622	483,521	

2 支 出

(円)

費 目	2020年度 予算額(A)	2020年度 補正予算額(B)	差 引 額 (B)-(A)	備 考
研究助成金	200,000	100,000	△ 100,000	1研究団体
学術集会補助費	400,000	400,000	0	第28回学術集会
会 議 費	2,550,000	1,200,000	△ 1,350,000	会場費、交通費等
理事会	750,000	500,000	△ 250,000	1年6か月中に5回予定
編集委員会	600,000	300,000	△ 300,000	1年6か月中に5回予定(編集小委員会を含む)
委員会等	1,200,000	400,000	△ 800,000	学術委員会、学会活動委員会、総務WG、養護実践基準WG、選挙管理委員会等
通 信 費	530,000	680,000	150,000	郵送料、手数料等
ハーモニー発送費	200,000	350,000	150,000	ハーモニー一年3回→1年6か月で5回
学会誌発送費	150,000	150,000	0	学会誌年2回
その他	180,000	180,000	0	会員への通信、学会誌査読の通信、選挙郵送料等
事 務 費	400,000	400,000	0	消耗品、HPプロバイダー使用料、HP管理料、法人化申請関係費等
人 件 費	200,000	200,000	0	事務局補助、発送作業補助費等
印 刷 費	1,380,000	1,580,000	200,000	学会誌、機関紙等の印刷
ハーモニー印刷費	300,000	500,000	200,000	第82号～第86号
学会誌印刷費	1,000,000	1,000,000	0	第24巻第1号、第2号
封筒等印刷費	80,000	80,000	0	封筒、選挙印刷費等
渉 外 費	100,000	100,000	0	関係機関との情報交換交通費等
委員会活動費	200,000	200,000	0	
編集委員会	100,000	100,000	0	査読者・寄稿者謝礼、英文査読料、消耗品等
学術委員会	50,000	50,000	0	調査費、消耗品費等
学会活動委員会	50,000	50,000	0	調査費、消耗品費等
予 備 費	427,101	2,010,622	1,583,521	
合 計	6,387,101	6,870,622	483,521	

## 議案5 2020年度前半（法人化前）決算報告

### 日本養護教諭教育学会 2020年度前半（法人化前）決算書(案)

(2020年4月1日～2020年10月31日)

#### 1 収入 (円)

費目	2020年度 補正予算額	2020年度 前半決算額	差引額 (未収入額)	備考
前年度繰越金	1,410,622	1,410,622	0	
年度会費	4,900,000	3,051,000	△ 1,849,000	1人 7,000円
賛助会費	20,000	20,000	0	1口 10,000円
団体会費	210,000	171,500	△ 38,500	1件 7,000円
学会誌関係費	220,000	111,030	△ 108,970	査読料、超過頁掲載料等
学会誌販売	60,000	15,000	△ 45,000	学会誌、用語の解説集
雑収入	50,000	8,567	△ 41,433	学術著作権協会、利子等
合計	6,870,622	4,787,719	△ 2,082,903	*補正予算に対する未収入額の計

#### 2 支出 (円)

費目	2020年度 補正予算額	2020年度 前半決算額	差引額 (未執行額)	備考
研究助成金	100,000	100,000	0	1研究団体
学術集会補助費	400,000	400,000	0	第28回学術集会
会議費	1,200,000	30,131	1,169,869	会場費等
理事会	500,000	27,715	472,285	Zocm契約費(2021年3月まで)
編集委員会	300,000	1,440	298,560	小委員会交通費
委員会等	400,000	976	399,024	総務WG等
通信費	680,000	196,090	483,910	郵送料、手数料等
ハーモニー発送費	350,000	113,168	236,832	第82号、第83号
学会誌発送費	150,000	50,000	100,000	第24巻第1号
その他	180,000	32,922	147,078	会員への通信等
事務費	400,000	233,969	166,031	消耗品、HPプロバイダー使用料、HP管理料等
人件費	200,000	63,100	136,900	事務局補助、発送作業補助費等
印刷費	1,580,000	581,152	998,848	学会誌、機関紙等の印刷
ハーモニー印刷費	500,000	184,800	315,200	第82号、第83号
学会誌印刷費	1,000,000	396,352	603,648	第24巻第1号
封筒等印刷費	80,000	0	80,000	封筒等
渉外費	100,000	0	100,000	関係機関との情報交換交通費等
委員会活動費	200,000	86,852	113,148	
編集委員会	100,000	86,852	13,148	査読者・寄稿者謝礼、英文査読料、消耗品
学術委員会	50,000	0	50,000	調査費、消耗品費等
学会活動委員会	50,000	0	50,000	調査費、消耗品費等
予備費	2,010,622	62,000	1,948,622	
合計	6,870,622	1,753,294	5,117,328	*補正予算に対する未執行額の計

3 前半総括	収入総額	4,787,719 円	
	支出総額	1,753,294 円	
	差し引き	3,034,425 円	(後半繰越金とする)

#### 会計監査報告書

日本養護教諭教育学会の2020年度前半収支決算について監査を行ったところ、適正に処理されていることを認めます。

2020年10月10日

日本養護教諭教育学会 監事

岩崎和子 

2020年10月10日

日本養護教諭教育学会 監事

大野泰子 

議案6 2020年度後半（法人化後）予算審議

日本養護教諭教育学会 2020年度後半(法人化後)予算書(案)

(2020年11月1日～2021年9月30日)

1 収入

(円)

費目	2020年度 補正予算額	2020年度 前半未収入額	2020年度 後半予算額	備考
繰越金	1,410,622	0	3,034,425	前半からの繰越金
年度会費	4,900,000	△1,849,000	1,849,000	1人 7,000円
賛助会費	20,000	0	0	1口 10,000円
団体会費	210,000	△38,500	38,500	1件 7,000円
学会誌関係費	220,000	△108,970	100,000	査読料、超過頁掲載料等
学会誌販売	60,000	△45,000	45,000	学会誌、用語の解説集
雑収入	50,000	△41,433	50,000	学術著作権協会、利子等
合計	6,870,622	△2,082,903	5,116,925	

2 支出

(円)

費目	2020年度 補正予算額	2020年度 前半未執行額	2020年度 後半予算額	備考
研究助成金	100,000	0	0	*執行済
学術集会補助費	400,000	0	0	*執行済
会議費	1,200,000	1,169,869	1,200,000	会費、交通費等
理事会	500,000	472,285	500,000	年3回
編集委員会	300,000	298,560	300,000	年3回(編集小委員会を含む)
委員会等	400,000	399,024	400,000	学術委員会、学会活動委員会、総務WG、養護実践基準WG、養護学体系WG、選挙管理委員会等
通信費	680,000	483,910	460,000	郵送料、手数料等
ハローモニター発送費	350,000	236,832	220,000	第84号(2020年)、第85号・第86号(2021年)
学会誌発送費	150,000	100,000	100,000	第24巻第2号
その他	180,000	147,078	140,000	会員への通信、選挙郵送費等
事務費	400,000	166,031	200,000	消耗品、HPプロバイダー使用料、HP管理料、法人化申請関係費等
人件費	200,000	136,900	130,000	事務局補助、発送作業補助費等
印刷費	1,580,000	998,848	880,000	学会誌、機関紙等の印刷
ハローモニター印刷費	500,000	315,200	300,000	第84号、第85号、第86号
学会誌印刷費	1,000,000	603,648	500,000	第24巻第2号
封筒等印刷費	80,000	80,000	80,000	封筒、選挙印刷費等
渉外費	100,000	100,000	100,000	関係機関との情報交換交通費等
委員会活動費	200,000	113,148	13,000	
編集委員会	100,000	13,148	30,000	査読者・寄稿者謝礼、英文査読料、消耗品
学術委員会	50,000	50,000	50,000	調査費、消耗品費等
学会活動委員会	50,000	50,000	50,000	調査費、消耗品費等
予備費	2,010,622	1,948,622	2,183,925	
合計	6,870,622	5,117,328	5,116,925	



## 議案7 法人化に伴う現役員（第Ⅷ期）の任期

## 議案8 定款に基づく規程等の改正

### 1. 一般社団法人日本養護教諭教育学会「会員規程」の制定（案） 【実施細則の名称変更】

【新】 会員規程	【現】 会則実施細則
<p>(会費)</p> <p>第1条 定款第9条に定める会費は、以下のとおりとする。</p> <p>(1) 正会員 年額 7,000 円</p> <p>(2) 賛助会員 年額 10,000 円</p> <p>(3) 団体会員 年額 7,000 円</p> <p>(<u>名誉会員の資格と推薦手続き</u>)</p> <p>第2条 名誉会員の資格は 70 歳を越えた者とし、次の基準のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1) 永年、<u>正会員</u>として活躍し、特に<u>学術的功績</u>のあった者</p> <p>(2) <u>本会</u>の役員等として、特に<u>学会運営に貢献した者</u></p> <p>(3) その他、特に本会名誉会員の称号にふさわしいと認められた者</p> <p><u>2 名誉会員は、正会員と重複しないものとする。</u></p> <p><u>3 名誉会員は、本人の了解の上、各ブロック選出の理事からの推薦をもとに理事会が候補者として選定し、総会において承認する。</u></p> <p>(<u>改廃</u>)</p> <p><u>第3条 この規程の改廃は、代議員総会の決議により行う。</u></p> <p><u>附則</u></p> <p><u>この規程は、2020年10月11日に制定し、同年11月6日より施行する。</u></p>	<p>(会費)</p> <p>第9条 会員の会費は次のとおりとする。</p> <p>(1) 正会員 年額 7,000 円</p> <p>(2) 賛助会員 年額 10,000 円</p> <p>(3) 団体会員 年額 7,000 円</p> <p>(名誉会員)</p> <p>第8条 理事会は、各ブロック選出の理事からの推薦をもとに名誉会員候補者を選定し、総会に提案する。</p> <p>2 名誉会員の資格は、70 歳を超えた者とし、次の基準のいずれかに該当する者とする。</p> <p>① 永年、本会員として活躍し特に功績のあった者</p> <p>② 役員として特に功績のあった者</p> <p>③ その他、特に本会名誉会員の称号にふさわしいと認められた者</p> <p>(実施細則の改正)</p> <p>第10条 日本養護教諭教育学会会則実施細則の改正は、理事会で審議し総会に報告する。</p>

## 2. 一般社団法人日本養護教諭教育学会「名誉会員の推薦に関する内規」の一部改正（案）

【新】	【現】
<p>第1条 名誉会員の推薦は、理事が毎年度6月末日までに様式1に必要事項を記載し、被推薦者が記載した様式2を添付して理事長に推薦する。</p> <p>第2条 被推薦者は<u>推薦時において</u>本学会の正会員であることとする。</p> <p>第3条 理事会は、<u>審議</u>にもとづき名誉会員候補者を決定し、総会に<u>提案</u>する。</p> <p>第4条 名誉会員は、学術集会総会日をもって就任する。</p> <p>第5条 <u>本内規の改廃は、理事会の決議により行う。</u></p> <p>（附則）この内規は、2011年10月9日に制定し、同日より実施する。</p> <p><u>この内規の一部改正（第5条追記）は、2020年10月11日より施行する。</u></p>	<p>第1条 名誉会員の推薦は、理事が毎年度6月末日までに様式1に必要事項を記載し、被推薦者が記載した様式2を添付して理事長に推薦する。</p> <p>第2条 被推薦者は本学会員であることとする。</p> <p>第3条 理事長は理事会に提案し、審理にもとづき名誉会員候補者を決定し、総会に報告する。</p> <p>第4条 名誉会員は、学術集会総会日をもって就任する。</p> <p>（附則）この内規は、2011年10月9日に制定し、同日より実施する。</p>

## 3. 一般社団法人日本養護教諭教育学会「役員旅費規程」の制定（案） 【新規で明文化】

<p>（支給基準）</p> <p>第1条 定款第36条にもとづき、理事会等この法人の会務により出張をした役員に対し旅費を支給する。ただし、学術集会など、<b>正</b>会員が参加する事業と日時を前後して行われた会務の場合には支給しない。</p> <p>2 旅費は、交通費及び宿泊費とし、原則として第2条及び第3条の規定により算出された金額について、当日現金若しくは事後に振込で支給するものとする。</p> <p>3 役員以外の者が、この法人の会務により旅行をしたときは、本旅費規程に準じた旅費を支給することができる。</p> <p>（交通費）</p> <p>第2条 交通費は、次の基準により支給する。</p> <p>一 鉄道運賃および航空運賃は、実費とする。</p> <p>二 航空運賃は、旅行の片道が400km以上のときに限り、支給することができる。</p> <p>三 特急・急行料金は、旅行の片道が100km以上のときに限り、支給することができる。</p> <p>（宿泊費）</p> <p>第3条 宿泊費は、一泊当たり10,000円以内の実費とする。</p>
---

(改廃)

第4条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て代議員総会の承認を得て行う。

附則

この規程は、2020年10月11日に制定し、同日より施行する。

#### 4. 一般社団法人日本養護教諭教育学会「委員会規程」の制定(案) 【実施細則等の名称変更】

【新】 委員会規程	【現】 会則、会則実施細則
<p><u>(委員会の設置)</u></p> <p>第1条 定款第47条に定める委員会について、次の委員会をおく。ただし、必要な場合には、理事会の決議により新たな委員会を設けることができる。</p> <p>一 総務委員会</p> <p>二 学術委員会</p> <p>三 編集委員会</p> <p>四 学会活動委員会</p> <p>五 選挙管理委員会 <u>(随時)</u></p> <p>2 委員会の長については、理事会の承認を得て、理事長が常任理事の中から委嘱する。ただし、常任理事によりがたい時は、理事会の承認を得て、理事長が理事の中から委嘱する。なお、選挙管理委員会の長は委員の互選とし、理事会の承認を得て、理事長が委嘱する。</p> <p>3 委員会の委員の任期は、選任後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。</p> <p>4 委員会の委員は、原則、代議員の中から理事長が委嘱する。ただし、委員長の判断により、代議員以外の正会員から委員の登用が必要な場合には、理事会の承認を得て、委嘱できるものとする。</p> <p><u>(総務委員会の役割)</u></p>	<p>【会則】</p> <p>(委員会)</p> <p>第24条 本会には、次の委員会を置く。</p> <p>(1) 学会活動委員会</p> <p>(2) 編集委員会</p> <p>(3) 学術委員会</p> <p>(4) 選挙管理委員会</p> <p>2 委員会の構成、職務及び運営については、別に定める。</p>

<p>第2条 <u>総務委員会は、定款第3条に定める事業として、次の事項を行う。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) <u>会員の入退会に伴う会員名簿の管理</u></li> <li>(2) <u>諸規程の整備</u></li> <li>(3) <u>議事録の管理</u></li> <li>(4) <u>予算・決算の起案と会計に関する事項</u></li> <li>(5) <u>代議員総会及び理事会等の運営準備</u></li> <li>(6) <u>役員選挙に関する庶務</u></li> <li>(7) <u>一般社団法人の登記に関する事項</u></li> <li>(8) <u>事務局の運営に関する事項</u></li> <li>(9) <u>その他、学会運営に必要な総務に関する事項</u></li> </ol> <p>(学術委員会の役割)</p> <p>第3条 <u>学術委員会は、定款第3条に定める事業のうち、学術に関わる次の事項を行う。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) <u>養護教諭教育に関わる学術研究の推進</u></li> <li>(2) <u>研究助成金研究及び投稿奨励研究への支援</u></li> <li>(3) <u>学術集会実行委員会への支援</u></li> <li>(4) <u>その他、本会及び会員の学術向上に必要な事項</u></li> </ol> <p>(編集委員会の役割)</p> <p>第4条 <u>編集委員会は、定款第3条に定める事業として、次の事項を行う。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 「日本養護教諭教育学会誌」の発刊にむけた掲載予定論文の査読</li> <li>(2) 機関紙「ハーモニー」の発行</li> <li>(3) その他、会誌等の編集及び発行に関すること。</li> </ol> <p>2 編集委員会は、次の委員をもって組織する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 編集委員長</li> <li>(2) 編集委員</li> </ol> <p>3 編集委員長は、理事の中から理事長が指名する。</p> <p>4 編集委員は、理事及び代議員及び正会員の中から編集委員長が指名する。</p> <p>5 編集委員長は、必要に応じて編集小委員を指名し、学会誌等編集のための小委員会を組織するこ</p>	<p><b>【実施細則】</b></p> <p>(学術委員会の役割)</p> <p>第5条 会則第24条により設置する学術委員会は、次の事項を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 会則第3条(2)に定める事業のうち、学術に関わる研究の推進</li> <li>(2) 研究助成金研究及び投稿奨励研究への支援</li> <li>(3) 学術集会実行委員会への支援</li> <li>(4) その他、本会及び会員の学術向上に必要な事項</li> </ol> <p>(編集委員会の役割)</p> <p>第4条 会則第24条により設置する編集委員会は、次の事項を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 「日本養護教諭教育学会誌」の発刊にむけた掲載予定論文の査読</li> <li>(2) 機関紙「ハーモニー」の発行</li> <li>(3) その他、会誌等の編集及び発行に関すること</li> </ol> <p>2 編集委員会は、次の委員をもって組織する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 編集委員長</li> <li>(2) 編集委員</li> </ol> <p>3 編集委員長は、理事の中から理事長が指名する。</p> <p>4 編集委員は、理事及び正会員の中から編集委員長が指名する。</p> <p>5 編集委員長は、必要に応じて編集小委員を指名し、学会誌等編集のための小委員会を組織するこ</p>
---	---

<p>とができる。</p> <p>(学会活動委員会の役割)</p> <p>第5条 学会活動委員会は、<u>定款第3条に定める事業として、次の事項を行う。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 養護教諭の専門領域に関する用語の検討</li> <li>(2) 養護教諭の資質向上や力量形成に関する事項の検討</li> <li>(3) その他、養護教諭教育に関する検討</li> </ol> <p>(選挙管理委員会の役割)</p> <p>第6条 選挙管理委員会は、<u>定款第3条に定める事業として、次の事項を行う。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) <u>代議員及び理事候補者の選出に際して、正会員の中から選挙管理委員を選出し、選挙管理委員会を組織する。</u></li> <li>(2) 選挙管理委員会は、選挙期日を決定し選挙権及び被選挙権を有する者の名簿を公表する。</li> </ol> <p>2 選挙管理委員の選出は次の通りとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 選挙管理委員は4人とし、理事会が隣接する2つのブロックから推薦する。</li> <li>(2) 選挙管理委員は、選挙実施前年度を含み継続して3年以上正会員であった者とする。</li> <li>(3) 選挙管理委員は、役員改選の1年前の総会において承認を受ける。</li> <li>(4) 選挙管理委員は、選挙権及び被選挙権を有する。</li> <li>(5) 選挙管理委員長は、選挙管理委員の互選とする。</li> <li>(6) 選挙管理委員の任期は、選挙結果の公表をもって終了とする。</li> </ol> <p>(改廃)</p> <p>第7条 この規程の改廃は、理事会の決議により行う。</p> <p><u>附則 この規程は、2020年10月11日に制定し、2021年10月1日より施行する。</u></p>	<p>とができる。</p> <p>(学会活動委員会の役割)</p> <p>第3条 会則第24条により設置する学会活動委員会は、次の事項を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 養護教諭の専門領域に関する用語の検討</li> <li>(2) 養護教諭の資質向上や力量形成に関する事項の検討</li> <li>(3) その他、養護教諭教育に関する検討</li> </ol> <p>(選挙管理委員会の役割)</p> <p>第6条 会則第24条により設置する選挙管理委員会は、次の事項を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 理事の選出に際して、会員の中から選挙管理委員を選出し、選挙管理委員会を組織する。</li> <li>(2) 選挙管理委員会は、選挙期日を決定し被選挙権を有する者の名簿を公表する。</li> </ol> <p>2 選挙管理委員の選出は次の通りとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 選挙管理委員は4人とし、理事会が隣接する2つのブロックから推薦する。</li> <li>(2) 選挙管理委員は、実施細則第2条に定める有資格者のうち、引き続き3年以上正会員であった者とする。</li> <li>(3) 選挙管理委員は、役員改選の1年前の総会において承認を受ける。</li> <li>(4) 選挙管理委員は、選挙権及び被選挙権を有する。</li> <li>(5) 選挙管理委員長は、選挙管理委員の互選とする。</li> <li>(6) 選挙管理委員の任期は、選挙結果の公表をもって終了とする。</li> </ol> <p>(実施細則の改正)</p> <p>第10条 日本養護教諭教育学会会則実施細則の改正は、理事会で審議し総会に報告する。</p>
---	---

5. 一般社団法人日本養護教諭教育学会「代議員及び役員候補者の選出に関する規程」の  
**制定（案）** **【代議員選出の規程の追加】**

【新】 代議員及び役員候補者の選出に関する 規程	【現】 会則、会則実施細則、 役員を選出に関する内規
<p><u>(代議員及び役員候補者の選出)</u></p> <p>第1条 定款第15条による代議員の選出及び同第31条による役員を選任のための候補者選出にあたっては、随時、理事会が代議員の中から選出した選挙管理委員からなる選挙管理委員会を設ける。</p> <p><u>(代議員の定数と任期)</u></p> <p>第2条 代議員は、正会員数の1割以内とし、地区別の正会員数を基準に定める。</p> <p>2 代議員選挙は、3年に一度8月までに実施する。</p> <p><u>(代議員選挙有権者の資格)</u></p> <p>第3条 代議員選挙有権者は、定款第7条に定める正会員で、選挙実施前年度の会費を納入した者とする。</p> <p>2 代議員の有資格者は、選挙実施前年度を含み継続して3年以上会費を納入している正会員とする。</p> <p><u>(代議員選出の手続き)</u></p> <p>第4条 代議員は、その有資格者のうちより、地区別に正会員の選挙によって選出する。</p> <p>(1) 地区区分は北海道・東北、関東、中部、近畿、中国・四国、九州の6地区とし、各都道府県の所属地区については、別表の通りとする。</p> <p>(2) 地区別代議員定数は、地区別選挙有権者の1割以内(端数切り捨て)を基準として定める。</p> <p>(3) 代議員選挙で同票であった場合、学会入会期間が長い順に決定する。</p>	

<p>(役員の定数と任期)</p> <p>第5条 定款第30条に定める役員の構成及び定数は、次の通りとする。</p> <p>(1) 理事 15名程度</p> <p>(2) 監事 2名程度</p> <p>2 理事の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、原則として連続3期までは再任を妨げない。</p> <p>3 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、原則として連続2期までは再任を妨げない。</p> <p>(役員候補者の選出)</p> <p>第6条 理事候補者は、地区別の代議員の選挙によって選出する。</p> <p>2 理事候補者の定数は、地区別代議員定数の<u>4分の1以内(端数切り捨て)</u>を基準として定める。</p> <p>3 理事候補者選挙で同票であった場合、学会入会期間が長い順に決定する。</p> <p>4 理事長は、理事会の決議によって選出する。</p> <p>5 理事長は、地区別の代議員の選挙によって選出された理事候補者の承認を得て、代議員の中から地域と職域・年齢等を考慮して若干名の理事候補者を委嘱することができる。</p> <p>6 常任理事は、理事長が理事の中から若干名を推薦し、理事会で決定する。</p> <p>7. 監事は、代議員の中から理事長が推薦し、代議員総会の承認を得て選任される。</p> <p>(改廃)</p> <p>第7条 この規程の改廃は、理事会の決議により行う。</p>	<p><b>【会則】</b></p> <p>(役員の構成)</p> <p>第12条 本会に次の役員を置く。</p> <p>(1) 理事 10名程度</p> <p>(2) 監事 2名</p> <p>2 理事のうち1名を理事長とする。</p> <p>3 理事長以外の理事のうち、若干名を常任理事とする。</p> <p>(役員の選任)</p> <p>第13条 理事は、正会員の中から地区別の選挙によって選出し、さらに若干名を理事長が指名する。</p> <p>2 理事長は、選挙によって選出された理事の互選によって選任する。</p> <p>3 選挙によって選出された理事は、総会の議を経て選任し、理事長が指名した理事は理事会の議を経て選任する。</p> <p>4 監事は、理事長が指名し、理事会の議を経て選任する。</p> <p>5 理事長は、理事の中から常任理事を推薦し、理事会の議を経て委嘱する。</p> <p>6 理事の選出方法については別に定める。</p> <p>(役員の任期及び補充)</p> <p>第15条 役員の任期、3年とし再任を妨げない。ただし、理事長は3期に及ぶことはできない。</p> <p>2 役員は特段の事由がある場合は、総会の承認を得て辞任することができる。</p> <p>3 役員に欠員が生じた場合は、理事長は理事会の承認を得て、速やかに欠員を補充する。補充した役員の任期は前任者の残任期間とする。</p> <p><b>【実施細則】</b></p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この実施細則は、日本養護教諭教育学会会則第29条に基づき、日本養護教諭教育学会の運営</p>
---	---

<p><u>附則</u></p> <p><u>この規程は、2020年10月11日に制定し、同年11月6日より施行する。</u></p> <p>【別表】 各都道府県の所属地区      北海道・東北地区（北海道、青森、岩手、秋田、宮城、山形、福島）      関東地区（茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨）      中部地区（富山、石川、福井、新潟、静岡、長野、愛知、岐阜、三重）      近畿地区（滋賀、京都、大阪、奈良、和歌山、兵庫）      中国・四国地区（岡山、広島、鳥取、島根、山口、徳島、高知、愛媛、香川）      九州地区（福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄）</p>	<p>に必要な事項を定める。</p> <p>（理事の選出）</p> <p>第2条 理事の選出は、選挙によって行う。</p> <p>2 選出地区は、北海道・東北、関東、中部、近畿、中国・四国、九州の6ブロックとする。</p> <p>3 理事の定数は、学会構成員数の比を反映させて各ブロック1～2名とする。</p> <p>4 選挙権は、選挙実施時における前年度の会費を納入した正会員が有する。</p> <p>5 被選挙権は、選挙権を有する者のうちで引き続き3年以上正会員であった者が有する。</p> <p>【別表】 各都道府県の所属地区      北海道・東北地区（北海道、青森、岩手、秋田、宮城、山形、福島）      関東地区（茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨）      中部地区（富山、石川、福井、新潟、静岡、長野、愛知、岐阜、三重）      近畿地区（滋賀、京都、大阪、奈良、和歌山、兵庫）      中国・四国地区（岡山、広島、鳥取、島根、山口、徳島、高知、愛媛、香川）      九州地区（福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄）</p>
--	--

## 6. 一般社団法人日本養護教諭教育学会「代議員及び役員候補者の選出に関する内規」の一部改正（案）

<p>第1条 選挙管理委員は、隣接する2つのブロック（「北海道・東北」と「関東」、「中部」と「近畿」、「中国・四国」と「九州」の組み合わせで北からの輪番）の正会員から各2名計4名を理事会が推薦し、代議員総会で選出する。</p> <p>第2条 選挙管理委員の任期は、<u>代議員総会</u>で承認された日から選挙結果公表の日までとする。</p> <p>第3条 選挙管理委員は選挙権および被選挙権を有する。</p> <p>第4条 役員選出の手続きは次のとおりとする。</p> <p>(1) 選挙管理委員の互選により選挙管理委員長を決める。</p>
---



- (2) 選挙管理委員長は、選挙を実施する前年のハーモニー発行時に、別に定める様式によって役員選出について告示する。
- (3) 選挙管理委員長は、学会事務局に「代議員選挙有権者名簿」の作成を要請する。
- (4) 学会事務局は、選挙実施年度の前年度の会費の納入状況を確認して「代議員選挙有権者名簿」を作成する。
- (5) 選挙管理委員会は、学会事務局に「被選挙者名簿」の作成を要請する。
- (6) 学会事務局は、「代議員選挙有権者名簿」の中から選挙実施前年度を含み継続して3年以上正会員であった者を確認して「被選挙者名簿」を作成する。
- (7) 選挙管理委員会は、所属ブロックごとの「代議員選挙有権者名簿」及び「被選挙者名簿」を確認し、**正**会員への送付を学会事務局に要請するとともに作業日程を伝える。
- (8) 学会事務局は、**正**会員からの確認に基づく正規の名簿を4月中に作成し、選挙権を有する**正**会員への郵送準備を行う。
- (9) 代議員の人数は、前年度の会費納入状況の確認時点における各ブロックの正会員数の1割以内を基準に決める。
- (10) 選挙管理委員会は、5月中にブロックごとに「被選挙者名簿」と「投票用紙」を有権者に郵送する。
- (11) 選挙管理委員会は、6月中に「投票用紙」を回収し、開票・集計を行う。
- (12) 選挙管理委員会は、ブロックごとに、得票数の多い順に代議員就任の意向を書面によって確認する。得票が同数の場合は、**正**会員歴の長い順に確認する。
- (13) 選挙管理委員会は、ブロックごとの「代議員名簿」を作成し、7月中に代議員によるブロックごとの理事候補者の選挙（代議員定数の4分の1以内で最低1名以上の選出）を行うための「被選挙者名簿」と「投票用紙」を郵送する。
- (14) 選挙管理委員会は、8月中に「投票用紙」を回収し、開票・集計を行う。
- (15) 選挙管理委員会は、ブロックごとに、得票数の多い順に理事就任の意向を書面によって確認する。得票が同数の場合は、**正**会員歴の長い順に確認する。
- (16) 選挙管理委員長は、選挙実施後の代議員総会において、新役員の氏名を公表する。

第5条 この規程の改廃は、理事会の決議により行う。

(附則) この内規は、2007年10月7日に制定し、同日より施行する。

(附則) この内規は、2008年10月19日に一部改正し、同日より実施する。

(附則) この内規は、2012年10月7日に一部改正し、同日より実施する。

(附則) この内規は、2020年10月11日に一部改正し、同日より施行する。ただし、2020年度に行う選挙においては、第2条の代議員総会は2019年度総会とし、第4条の実施月は2021年11月の代議員総会での公表・承認にむけた日程とする。

## 7. 日本養護教諭教育学会の「会則」及び「会則実施細則」の廃止について

議案9 2021年度研究助成金対象研究の選定／資料提示

議案10 第30回学術集会（2022年）の開催地／資料提示

議案11 その他